

平成28年黒石市教育委員会第3回定例会会議録

日時及び場所 平成28年3月25日(金)午後1時30分 黒石市産業会館 小会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1 番 阿保淳士(教育長)
2 番 津軽承公
3 番 千葉小夜子
4 番 駒井順一

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 玉田純一
指導課長 齋藤有
学校教育課長 藤田克文
社会教育課長 駒井昭雄
文化スポーツ課長 成田秀範
学校教育課長補佐 西塚啓
学校教育課主幹 中田智子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 席次の決定
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名委員の指名
- 第5 教育長等の報告
- 第6 議案第16号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について
- 第7 議案第17号 黒石市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
- 第8 議案第18号 市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について
- 第9 議案第19号 黒石市特別支援教育支援員規則の一部改正について
- 第10 議案第20号 黒石市就学指導に関する規則の一部改正について
- 第11 議案第21号 黒石市立学校職員安全衛生管理規程の制定について
- 第12 議案第22号 黒石市いじめ問題対策審議会規則の制定について
- 第13 議案第23号 黒石運動公園有料都市公園施設運営規則の制定について
- 第14 議案第24号 平成28年度黒石市教育委員会の施策について
- 第15 議案第25号 黒石市立黒石幼稚園長の任命について
- 第16 議案第26号 黒石市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 第17 議案第27号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第18 議案第28号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第19 議案第29号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第20 議案第30号 黒石市社会教育委員の委嘱について

- 第21 議案第31号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第22 議案第32号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第23 議案第33号 黒石市社会教育委員の委嘱について
- 第24 議案第34号 黒石市立山形公民館長の任命について
- 第25 議案第35号 黒石市立浅瀬石公民館長の任命について
- 第26 議案第36号 黒石市立上十川公民館長の任命について
- 第27 議案第37号 黒石市西部地区センター所長の任命について
- 第28 議案第38号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第29 議案第39号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第30 議案第40号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第31 議案第41号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第32 議案第42号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第33 議案第43号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第34 議案第44号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第35 議案第45号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第36 議案第46号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第37 議案第47号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第38 議案第48号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第39 議案第49号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第40 議案第50号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会 議 の 顛 末

開会宣告（午後1時30分）

第1 会議録の承認

平成28年黒石市教育委員会第2回定例会及び平成28年黒石市教育委員会第2回臨時会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 席次の決定

くじにより、1番 阿保淳士委員、2番 津軽承公委員、3番 駒井順一委員、4番 千葉小夜子委員となった。

第3 会期の決定

会期については、平成28年3月25日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第4 会議録署名委員の指名

村上委員長が「阿保淳士委員」と「駒井順一委員」を指名する。

第5 教育長等の報告

1 平成28年黒石市議会第1回定例会に提出した教育に関する事務の議案について

平成28年第1回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、平成28年黒石市教育委員会第2回定例会で協議したとおり、可決された。

2 平成28年黒石市議会第1回定例会での教育関係に係る一般質問について

(1) 学校教育課関係質問

① 教育行政について（自民・公明クラブ 工藤和行議員）

Q1 中学校の統合について、校名等の決定に至る経緯と他の検討項目は。

A1 中学校の統合にあたっては、課題等の検討及び調整と円滑な移行を推進するため、黒石・六郷・東英の各中学校に独自の統合準備部会が設置されており、さらに上部機関の審議組織として、各中学校の代表者5人、合わせて15人で構成された3中学校合同の統合準備委員会が設置されている。

合同の統合準備委員会では、様々な項目について、それぞれの中学校統合準備部会へ検討項目を持ち帰り、後日、検討結果を3校合同の統合準備委員会に持ち寄る形式で協議が進められており、協議が整った結果は、教育委員会へ報告することとなっている。

これにより、統合準備委員会では、校名について「黒石中学校」としたい旨報告を受けている。

検討項目は、保護者等が検討するものとして、校名・校歌・校章・校旗・制服・運動着の6項目についての協議及び調整を統合準備委員会へ依頼している。

Q2 中学校統合までのスケジュールは。

A2 教育委員会で策定した「黒石中学校・六郷中学校・東英中学校統合実施計画」に基づき、学校は教育目標の設定や教育課程の編成、統合準備委員会は式典行事やPTA組織、市及び教育委員会は市民や関係機関への周知やスクールバスの運行方法の決定など、それぞれが行う事務を項目別に着実に推し進めていくこととしている。

Q3 学校名以外の検討項目の結果は。

A3 統合準備委員会からの報告によると、校歌・校章・校旗については、統合時には「現在の黒石中学校で使用しているものを採用する。」とまとまったが、一部には「新たに整備すべき」との意見もあり、最終的には「統合後に再検討する。」とされた。

制服については、「男子は3中学校で指定している標準学生服をそのまま採用し、女子学生服は襟のラインを白色に統一し、ネクタイは新たなものを採用する。」とされた。

また、運動着については、「統合時の1年生から新たなものを採用し、2・3年生については、統合前の中学校で使用していた指定品の継続使用を認める。」と検討結果の報告を受けている。

これらの報告内容を尊重し、教育委員会が策定した統合実施計画にも同様の内容を盛り込んだところである。

Q 4 小学校建設・給食施設の建設経費と維持管理経費は。

A 4 教育委員会では「小・中学校適正配置庁内連絡会議」を開催し、学校建設や給食の実施方式別に、それぞれ建設費用、維持管理費用の検討をしている。

黒石・中郷・北陽小学校の統合校舎建設費については、平成32年4月での予定児童数から、現在の黒石東小学校と同程度の1学年3から4クラスで、普通学級が20学級規模の校舎建設が必要になると見込んでいるほか、屋内・屋外運動場やプールの整備費用、設計・監理費を想定しているが、計画内容や社会情勢の変化に伴い、建設経費が大幅に変更されるなど、不確定要素が多分に考えられる。

給食施設建設経費については、六郷小学校給食用厨房爆発事故が発生したことで状況が変わり、また、原因解明がされていないことから、検討のスピードが遅くなったこともあり、いまだ実施方式の決定には至っていないため、この場では答弁できない。

昨年12月の第4回市議会定例会後、給食実施に向けた動きを少しでも早めるため、庁内に「学校給食に関する調整会議」を発足させ、様々な条件を想定し、教育委員会と関係課が同一テーブルで一緒になって給食実現に向け対応しているところであり、一日でも早い時期に結論を出すことができるよう努めていく。

Q 5 学校・給食建設計画の決定時期は。

A 5 現在、小学校の適正配置と給食実施を並行して検討しており、4月中を目途に学校建設計画及び学校給食の実施方法については決定したいと考えている。

② 六郷小学校給食用厨房爆発事故について（自民・公明クラブ 工藤俊広議員）

Q 1 再発防止策は、原因の解明にかかわらず、ハード・ソフト両面から講じる必要があると考えるが、市教委の考えは。

A 1 現在のところ、未だ事故原因の解明には至っていないが、学校など公共施設の各種警報器類の点検はもちろんのこと、早めの修繕対応など万全を期していく。

また、ソフト面においても、防災体制や防災訓練などを含めた消防計画の充実を図るとともに、施設管理を担当している職員等の防災意識を高め、教育委員会と学校現場が一丸となって更なる体制強化に努めていく。

③ 学校給食について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q 1 学校給食実施のための委員会等の活動状況はどうなっているか。

A 1 庁内関係課で組織している「小・中学校適正配置庁内連絡会議」の中に「学校給食に関する調整会議」を設置し、これまで3回開催している。

調整会議では、小学校の学校給食実施に向けて、弘前市からの給食提供、自校方式、市直営のセンター方式、外部への調理業務委託でのセンター方式、民設民営でのセンター方式という各手法について、それぞれのコストやメリット・デメリットを総合的に検討し、本市にとって最善の手法はどれなのか、協議を重ねている。

Q 2 給食開始に向けた今後のスケジュールは。

A 2 調整会議における協議を踏まえ、本市の財政状況とコスト面とのすり合わせを行い、最終的な実施方式の決定へと進みたいと考えている。

Q 3 給食の小・中学校同時スタートの可能性はあるか。

A 3 給食実施校と未実施校がある小学校において、その不公平を解消することを最優先と考え、平成32年度からの小学校完全給食実施を目指して検討しているところである。

更なる施設・設備整備を必要とする中学校の給食実施については、小学校の完全給食実現後に改めて検討することとしており、現時点では小・中学校同時の実施は考えていない。

Q 4 自校方式やセンター方式で給食を実施する場合、オール電化という考えはあるか。

A 4 近年、オール電化仕様による給食施設が増加傾向にあるが、停電時に機能が停止するというリスクも考えられる。仕様にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、災害への対応力やコストパフォーマンスなど、総合的に検討を重ねる上で選択肢の一つになると考えている。

Q 5 外部有識者を調整会議に加える考えはあるか。

A 5 調整会議資料作成時に、他市及び給食メーカーから情報や提案を参考にしており、現在、実施方式を決定していく段階へ進んでいるため、外部有識者を加えることは考えていない。

しかし、今後、実施に向けて情報提供や参考意見をいただくことは必要と考えている。

④ 子育て施策について（日本共産党 工藤禎子議員）

Q 1 平成25年度から平成27年度までの就学援助の適用率を示せ。

A 1 全児童生徒数から見た受給対象者の割合は、平成25年度が502人で17.9%、平成26年度が482人で18.2%、平成27年度が442人で17.4%となっている。

Q 2 就学援助の認定者は潜在的にもっといるのではないかと思われるが、学校は保護者に対してどのような周知をしているか。

A 2 教育委員会で作成した就学援助のお知らせを、新入学児童には入学説明会時に、さらに9月には全児童生徒に対して、次年度の案内として通知している。

教育委員会では、広報くろいしで4半期ごとに年4回掲載し、広く周知を図っている。

また、対象となる児童生徒については、教育委員会と市が連携を密にしながら適切に対応をしている。

さらにはこれらの周知のみならず、学校生活上必要と思われる児童生徒には、状況に応じて、学校長の所見をもって就学援助の申請ができる場合があるため、学校及び教育委員会では、いつでも相談できる体制をとって、就学援助の浸透を図っている。

Q 3 就学援助の周知に対して、保護者へ分かりやすくするため、文章の改善方法はないか。

A 3 就学援助周知の文書については、一見して内容の主旨が把握できるよう、本文は主要な部分のみ最小限としており、さらに、文書の周りをイラストで囲むことにより、目を引くよう工夫している。

今後も、学校と協議をしながら、どうしたら伝わるかを検証し、必要に応じて対応していく。

⑤ 中学校統廃合について（自民・公明クラブ 今大介議員）

Q 1 空き校舎の活用について

A 1 空き校舎の活用については、現在、小・中学校適正配置庁内連絡会議において、各部から、様々な利活用に対するアイデアを調査したところであるが、決定には至っていない。

Q 2 各学校での閉校式の予定について

A 2 各学校での閉校式の予定は、黒石中学校が12月上旬、六郷中学校が11月下旬、東英中学校では10月中旬に実施する方向で計画しているとの報告を受けている。

Q 3 生徒の通学の安全面への配慮について

A 3 教育委員会では、統合後の通学距離が、原則として片道4km以上の生徒を対象にスクールバスを運行することとしており、現在、路線バスの活用を含め、バス運行会社と協議を継続している。

議員ご指摘のとおり、通学距離が延びることから、教育委員会としても生徒の安全面に関しては最大限配慮していく。

Q 4 統合準備委員会から市や教育委員会へ要望事項などはないか。

A 4 統合によって新たな経費の支出を強えられる在校生保護者の負担軽減をお願いしたいとの要望があった。

具体的には、黒石・六郷・東英の3中学校2・3年生女子生徒が新たに購入するネクタイ代、六郷中学校2・3年生女子生徒の制服ライン取替え費用、六郷中学校及び東英中学校の2・3年生の名札、新中学校で使用する団体競技の部活動ユニホームの購入について、市で負担してほしいとの要望で、教育委員会では、これらの関連経費を新年度予算に計上している。

Q 5 自転車通学もあることから、通学路の危険箇所や街灯等の安全を再確認してほしい。

A 5 自転車通学する生徒の安全面については、今後、教育委員会と市及び県の道路管理者、警察等で構成する黒石市通学路安全推進会議において取り上げ、生徒が安全で安心して通学できる環境整備に努めていく。

Q 6 廃校の体育館を農業等に活用できないか。

A 6 空き校舎の活用については、小・中学校適正配置庁内連絡会議において、全国の先進事例などを参考にしながら、さらに地域性や施設の需要度を考慮しつつ、今後も引き続き検討していく。

(2) 指導課関係質問

① 当市の主権者教育の取り組みについて（新政会 三上廣大議員）

Q 1 当市でこども議会実施に向けた具体的取り組みはあるのか。

A 1 選挙権年齢が18歳以上に引き下げになったことを受け、中学校社会科公民分野「民主政治と政治参加」という学習内容と関連させて、中学校3年生を対象としたこども議会の実施を考えている。

実施時期は、各中学校長と相談した結果、平成28年度は学校統合による生徒間交流や閉校式等の行事があり、現在、平成29年度実施に向けて計画を進めているところである。

なお、実施方法は、できれば本議会と同じように、こども達が市政に対して質問をし、実際に各課で答弁するような形で実施したいと考えている。それにより、地方議会や選挙の大切さを実感させ、主権者教育につなげていきたい。

Q 2 こども議会はどのような日程で実施するのか

A 2 各中学校と打ち合わせをし、詳細について決定していく必要があるが、各種学校行事の実施状況を考えると、平成29年10月中をめどに半日程度の日程で実施する予定で考えている。

Q 3 こども議会に参加するこども達は選挙で選べないのか。

A 3 授業の一環として行うため、参加生徒の選考方法については各中学校に任せるようにしたいと考えている。

ただし、各地区の課題を拾い上げるためにも、出身地区のバランスを考えて選考するよう働きかけたい。

また、こども議会の趣旨を踏まえて、参加する生徒に学校の代表者としての意識をもたせるための指導をするよう、指導・助言をしていきたい。

② いじめ防止対策について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q 1 平成27年度2月までの小・中学校のいじめの件数と対処について、市内小・中学校の状況を把握したい。

A 1 いじめの認知件数は、2月末において小学校で32件、中学校で4件報告されている。いじめの態様では、「冷やかしからい」「仲間はずれや無視」「軽くぶつかる」等によるものであり、自殺や長期欠席など、いじめにより児童生徒の心身や財産に被害を生じるような重大事態の報告はない。いずれの事案も、学校の早期対応により、解消されている。

学校では、アンケート調査や教育相談、保護者面談を実施するとともに、児童生徒の人間関係の変化や生活実態のきめ細かい把握に努めながら、どんな些細な兆候でも真剣に受け止め、教職員相互に情報交換をして迅速な対応を図っていく。

いじめを認知した場合は、事実関係の詳しい把握をするとともに、いじめられた児童生徒及び周囲の児童生徒への指導やいじめられていた児童生徒への心的配慮に努めている。さらに、早急に保護者と連絡を取り合い、具体的な対応策を協議するなど解決するまで継続的に指導を行っている。

このように、市内の小・中学校では、各学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員で共通理解を図って、いじめの未然防止の対策に取り組んでいる。いじめの認知件数は年々増加傾向にあるが、これは、学校が日常の様子をより詳しく観察し、ていねいに対応している証と捉えている。

また、今年度は、いじめ根絶を目指した児童生徒による自主的な広報活動として、黒石中学校生徒が、県のいじめ根絶キャンペーンCM原作コンクールに応募した。その作品が優秀作品に選ばれ、テレビ放映されたことは周知のとおりであり、人を思いやる心の醸成が図られた。

今後も、学校におけるいじめの積極的な認知をすすめるとともに、解消率を高める取組をするよう指導していく。

Q 2 黒石市いじめ防止基本方針に基づいて設置されたいじめ問題対策審議会の目的や組織について

A 2 いじめ問題対策審議会には、専門的な知識及び経験を有する弁護士、精神科医、学識経験者等、中立性・公平性が確保されるように委員を委嘱する。

本審議会は、年に一回開催され、市内小・中学校のいじめの実態把握及び分析を行い、専門的見地からいじめ防止のための有効な対策について検討するほか、万が一いじめによる重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査及び審議を行う。

教育委員会では、黒石市いじめ防止基本方針の周知を図り、学校や関係機関との連携を一層大切にするとともに、今後もいじめ根絶に向けた取組の強化を図っていく。

③ 発達障害・自閉症の児童生徒について（自民・公明クラブ 大溝雅昭議員）

Q 1 国及び本市の発達障害の児童生徒の現状はどのようになっているか。

A 1 文部科学省が平成24年に公表した「発達障害教育関連調査」の結果によると、通常の学級に在籍している児童生徒のうち発達障害の可能性のある児童生徒は、推定値で6.5%となっており、補足調査結果からは、推定値以上の児童生徒が生活及び学習上の困難を示していると教員が感じていることも報告されている。保護者や学校等の依頼により、児童生徒の適切な学びの場について審議をしている就学指導委員会においては、この3年間で42件の診断をしている。

また、障害の特性に応じた早期からの教育的支援を必要として中郷小学校通級指導教室へ通室し、ことばや友達とのかかわり方について学んでいる本市の幼児児童は、教育相談を含め、年間50人を超えている。

Q 2 学校や教育委員会に求められる発達支援に関する機能・役割について

A 2 各小・中学校においては、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、校内支援体制の中で、一人一人のニーズに対応するための計画を作成し共通認識を図りながら、生活及び学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援に努めている。

また、平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行され、各学校においては、障害のある児童生徒への教育的配慮の提供が、法令上も義務化される。

教育委員会としても、学校訪問や研修会をとおして、特別支援教育の充実に向けた具体的な指導及び助言に努めるとともに、支援員を配置することで、全ての児童生徒が互いに理解し合い、共に学び合う教育の推進に努めていきたい。

(3) 文化スポーツ課関係質問

① 黒石の歴史・文化について（黒石市民クラブ 佐々木隆議員）

Q 1 黒石市には市民や観光客に黒石の歴史・文化を伝える史料館がないが、造る考えはあるか。また、中町こみせ通りにあるこみせ駅や松の湯交流館を利用できないか。

A 1 黒石市は数多くの文化財や歴史的人物を輩出してきており、これらを市民や観光客の皆さんに紹介する場は必要なものと考えている。このことから、今後進む、小・中学校の適正配置による空き校舎の利用方法として、現在、可能性を探っているところである。

既存の施設として、こみせ駅2階には秋田雨雀記念館があり、その業績を伝えているが、多くの方々に知っていただくためにも、PR活動をしていきたいと考えている。

また、松の湯交流館の「通りの間」や「黒石インフォメーション」などのスペースを有効に活用した歴史や文化に関する展示コーナーの設置や企画展などを行うことで、市民や観光客の皆さんに喜んでいただけるよう調整しているところである。

Q 2 黒石の歴史・文化を題材とした「黒石かるた」の作成について以前にも質問したことがあるが、市民や観光客に対して歴史・文化を伝承するものとして作成する考えはあるか。

A 2 教育委員会では、「黒石かるた」作成の可能性に向けた準備として、まず、市民や観光客の皆さんから読み札を募集するため、公民館や松の湯交流館などに募集するための箱の設置をしたいと考えている。

Q 3 金平成園の平成27年度の開園日数と入場者数は。

A 3 春の公開期間が4月25日から14日間で、入園者数が5,241人。夏は7月30日から18日間で、1,075人。また、秋は10月24日から16日間で1,661人。合計48日で、7,977人だった。

Q 4 金平成園の平成28年度の開園期間と活用計画は。

A 4 昨年度、多くの入園者から建物の中も公開してほしいという要望が多かったことを受け、平成28年度は庭園から座敷等を拝観できるようにするとのことであった。

一般公開期間は、予定では、春は4月22日にマスコミ関係者を対象とした内覧会を開催するほか、翌日から16日間、夏は7月30日から18日間、秋は10月22日から16日間とする計画でホームページで周知している。

活用計画は、市民等から要望があった黒石市民文化祭のお茶会を、金平成園の離れや茶室を会場として開催することで協議を進めているところである。

② 当市の活性化対策について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q 1 日本遺産について、その後の取り組みは。

A 1 日本遺産については、文化庁が歴史的建造物や伝統芸能といった有形、無形の文化財を、テーマや地域ごとに一括認定するもので、平成27年4月、第一弾として、40都道府県から83件の提案があった中から、24府県の18件を認定している。

日本遺産は、地域活性化を主眼としていることから、地域の伝統文化の魅力を伝えるため、しっかりとしたストーリー性が重要視されており、認定のハードルは高いようである。

また、認定申請の要件には、「歴史文化基本構想」もしくは「歴史的風致維持向上計

画」を策定していることなどの条件が必要となっている。

以上のことを踏まえ、既に認定を受けている市に申請内容等を確認するほか、2月に開催された市文化財保護審議会に資料提供し、歴史文化基本構想の策定に向けて準備を進めている。

日程第40は人事案件のため秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

第6 議案第16号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第7 議案第17号 黒石市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第8 議案第18号 市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第9 議案第19号 黒石市特別支援教育支援員規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

村上委員長 勤務状況報告書の校長印は教育委員会に提出する前の月1回ですか。

教育部長 校長印は月に1回です。

千葉委員 出勤簿と勤務状況報告書を分けて処理していくということですが、勤務状況整理簿兼状況報告書の整理簿はどこに位置するのですか。

教育部長 何時からどんな支援をしたということと、子どもたちを支援するため休憩がずれたり変わったりなど、その辺を確認するための勤務状況の整理と状況の報告、2通りの言葉で表現しているものです。

千葉委員 支援する子どもたちの特筆すべき事項もここに書くということですか。

教育部長 事前情報はありますが、その日によって違う症状などが出た場合、備考欄に記入して欲しいという考えです。

千葉委員 混乱しなければそれでいいと思います。できるだけ書類は簡単な方向がいいと思うので確認しました。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第10 議案第20号 黒石市就学指導に関する規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるとなっていますが、改正案の第4条に「適切な就学指導のために」と残っています。

また、第5条4項の専門員の任期が「2年」から「当該年度の3月末日まで」と変更になるようですが、なぜこういうふうになるのか、そして、4月1日からの施行により新しい名称の教育支援委員会になった時に、旧委員会の委員は自動的に新委員会の委員に委嘱されるのか、そういうところはいかがでしょうか。

教育部長 最初に、第4条ですが、第4条第1項中の「就学指導」は、就学の指導という意味ですのでそのままとしています。

次に、専門委員の任期ですが、学校の先生方は異動されますので、単年度の方が在任期間というよりも分かりやすいのではないかとということで、1年の任期にするものです。

今回も先生方の異動が出ました。また、特別支援の学級が新しくという学校、なくなる学校もあり、それらを学校長と協議しながら、基本的には中郷小学校の校長に委員長をお願いしていますが、それらも含め新しい先生方の体制で委員会が始まる事になります。例年6月ぐらいから委員会としては動き出します。先生方の異動が今出まして、各学校が体制を整え、各学校でどの先生を特別支援の担当するかということを含め委員が選出されますので、そういうような意味で進めるよう考えております。

千葉委員 第1条は「障がいのある児童生徒」という言葉がなくなりましたが、第2条第3項の「障がいのある児童生徒への教育支援」と残っている箇所もあり、教育支援という言葉をややく使えないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

教育部長 確かに第1条では「障がいのある」を「特別な支援を必要とする」と改めておりますが、国でもまだ「障がい」という言葉を残しているので、その他の部分については改正しておりません。

今後、「障がい」という言葉を使わないということになると検討していかなければと思います。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第11 議案第21号 黒石市立学校職員安全衛生管理規程の制定について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 学校医とは違う対応というところ、医師会をお願いしているということですが、お医者さんが少なく大変なのではないかと思うのですが、市内の学校に対する健康医の厚い目がどこまで届くのかというところ、また、健康診断の中にストレスチェックというのは入っていくのでしょうか。

教育部長 まず、ストレスチェックですが、努力義務という表現になっており、基本的には健康診断には出てこない予定です。

学校医は、生徒たちの総合健診やインフルエンザ等の相談にもものってもらっています。今回、学校医とは別に「教育委員会の1人のお医者さん」を考えています。各学校か

ら医師に相談したいという要望を教育委員会に届けていただき、教育委員会で医師と日程調整をし、プライバシーもありますので直接、市が指定する医師の所に相談に行くというような想定をしています。あくまで本人の意思が尊重されますが、校長から希望があった場合は医師に相談してもらい、いい方向に向けていくというふうに考えております。

千葉委員 健康管理医という分野で、学校に衛生推進者を置くという要綱があるのですが、これらの業務を行うということは比較的難しいものでした。養護教諭に負担がかかっていて、またプラス1の役職・役割を持ってもらうことになる。このような業務を行うことでいろんな書類を提出するというようなことが増えるという心配がされます。養護教諭の先生も普段先生達の心と体をちゃんと見てくださっていて、校長先生も連携をとっていただいているので、今回、養護教諭さん以外の方がなると2本の柱になり、そこも困るのではないかなという気がするのですが、そこを考えてもこれが必要なのでしょうか。

教育部長 学校に願う部分ですが、難しい書類のやり取りではなく、今までは学校長も養教さんも先生達も中では見ているけれど、黒石市では相談する教育委員会であったり専門医というものを設置していませんでしたので、次のステップ、医者と相談できる体制を整備して先生達の健康、現場の健康を守ってほしいということで、事務的に重荷になる部分も出てくると思いますが、学校に健康推進者を決めてもらい、少しでも心の悩みなどが出ないような体制を整備するためには、やはり学校にお願いしていくしかないのかなと思っています。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第12 議案第22号 黒石市いじめ問題対策審議会規則の制定について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 いじめ問題対策連絡協議会というのを設置するというので、審議会とどのように連携するのでしょうか。

教育部長 審議会は弁護士などが入ってきますので、重大な事が起きた時に動き出すとのイメージです。現状では小さいいじめがあっても、何もなければ集まる必要の無い審議会になってしまうので、市側としては弁護士、医師、学資経験者にも情報の提供は必要で、何かあった時にすぐ集まってもらうという確認の意味も含めまして、連絡協議会と審議会とを別物として連携を取っていきたいと思っています。

津軽委員 連絡協議会とこの審議会との交わりというのは。

教育部長 基本的には別物と考えています。

千葉委員 連絡協議会と対策審議会は別物で関連はない形であっても、情報提供があるということなので、軽微ないじめも大きな重大なところに触れていかないのだろうかとかそういうようなのもここで考えていただく、見ていただく、そういうようなところも出されるのかなと思っていますけども。

指導課長 いじめ問題対策連絡協議会は、校長会や福祉総務課、児童相談所等の関係する機関や団体が集まり、いじめの未然防止に向けてそれぞれの団体がどのような取組を行っているのか情報を共有する場、いじめ問題対策審議会は、連絡協議会で出された情報も含

め、黒石市のいじめの実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見に向けた対策について検討するとともに、各学校で重大事態が発生した場合に、その原因を調査し、再発防止策等を審議する場です。

連絡協議会での情報を対策審議会の場で提供するので、その意味で関連があります。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第13 議案第23号 黒石運動公園有料都市公園施設運営規則の制定について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第14 議案第24号 平成28年度黒石市教育委員会の施策について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を可決する。

第15 議案第25号 黒石市立黒石幼稚園長の任命について

教育部長が、山内孝行氏（美原町）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第16 議案第26号 黒石市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育部長が、学校医13人（内科9人、眼科2人、耳鼻科2人）、学校歯科医10人及び学校薬剤師4人について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第17～第23 黒石市社会教育委員の委嘱について

教育部長が7人について説明し、審議に入る。

議案第27号 吉田安宏（前町）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第28号 神敏雄（旭町）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第29号 久保田稔（八甲）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第30号 廣瀬弘美（三島）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第31号 佐々木幹夫（北美町）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第32号 小野隆司（山形町）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第33号 内山有妙子（浅瀬石）について、全員異議なく原案を可決する。

第24 議案第34号 黒石市立山形公民館長の任命について

教育部長が、今廣文（袋）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第25 議案第35号 黒石市立浅瀬石公民館長の任命について

教育部長が、森勇一（浅瀬石）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第26 議案第36号 黒石市立上十川公民館長の任命について

教育部長が、高樋省三（青山）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第27 議案第37号 黒石市西部地区センター所長の任命について

教育部長が、齋藤良二（内町）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく原案を可決する。

第28～第39 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について

教育部長が12人について説明し、審議に入る。

議案第38号 高橋恒夫（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第39号 北原啓司（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第40号 神輯孝（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第41号 鎌田修三（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第42号 野呂晋一（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第43号 笈正明（学識経験者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第44号 高橋幸江（関係地域を代表する者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第45号 鳴海文四郎（関係地域を代表する者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第46号 吉田安宏（関係地域を代表する者）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第47号 黒石市総務部長（関係行政機関の職員）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第48号 黒石市建設部長（関係行政機関の職員）について、全員異議なく原案を可決する。

議案第49号 弘前地区消防事務組合黒石消防署長（関係行政機関の職員）について、全員異議

なく原案を可決する。

公開審議を終了し、秘密会に移る。

公開審議終了（午後 3 時 1 5 分）

